

## 指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

### 1 指定概要

#### (1) 施設概要

名 称：北九州市立門司障害者地域活動センター

所在地：北九州市門司区大字畑1808

施設内容

##### ①施設概要

敷地面積：約13,942㎡

構 造：鉄筋コンクリート造1階建、展示場

規 模：延床面積 本体 約3,649㎡、展示場 約104㎡

##### ②事業内容

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」）に基づく生活介護事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく短期入所事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく施設入所支援事業
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労継続支援B型事業 等

#### (2) 指定期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

#### (3) 指定管理者候補の概要

名 称：社会福祉法人あすなろ学園

所在地：北九州市小倉南区大字新道寺1100番地1

主な業務内容：①第1種社会福祉事業（障害者支援施設の経営ほか）

②第2種社会福祉事業（障害福祉サービス事業ほか）

③その他市受託事業（日中一時支援事業ほか）

### 2 指定の経緯

令和2年5月25日 指定管理者検討会の開催（条件付き公募方式採用の妥当性検証）

令和2年10月1日 申請受付開始

令和2年10月8日 申請締め切り  
 令和2年10月27日 指定管理者検討会の開催（提案書等審査）  
 令和2年10月 指定管理者候補を決定

### 3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、条件付き公募方式採用の妥当性及び申請者から提案された事業計画書等について検討を行いました。市は、検討会の検討結果を参考に条件付き公募方式の採用を妥当と判断し、指定管理者候補を決定しました。

### 4 検討会構成員

- ・[学識経験者] 高口 恵美（西南女学院大学保健福祉学部福祉学科 講師）
  - ・[学識経験者] 高橋 秀直（北九州市立大学大学院マネジメント研究科 准教授）
  - ・[公認会計士] 松木 摩耶子（松木公認会計士税理士事務所 所長）
  - ・[民間有識者] 森 聖子（北九州市障害福祉団体連絡協議会 常任委員）
- ※ 五十音順 敬称略

### 5 条件付き公募方式採用について

#### (1) 条件付き公募とする理由

管理運営を任せる事業者が特定される施設であるかという視点（①利用者との継続的な信頼関係が「とくに」必要である施設かどうか、②人材について、高度な専門性が「とくに」必要である施設かどうか、③人材の育成に長期間「とくに」必要である施設かどうか）で検討した結果、門司障害者地域活動センターの指定管理者の選定に条件付き公募方式を導入することとしました。

別紙1「条件付き公募とする理由」のとおり

#### (2) 条件付き公募方式採用の妥当性検証

	構成員			
	A	B	C	D
妥当性	有	有	有	有

#### (3) 検討会における主な意見

- ・平成16年度の開設当初から管理運営しており、指定管理者としての評価も高く、利用者の満足度も高い。引き続き管理運営を任せて問題ないと考え、妥当性ありと判断した。
- ・入所施設であり、継続的な支援が好ましいと考えるので、妥当性ありと判断する。
- ・条件付き公募が妥当であると思われるが、風通しの良い施設であるように評価（チェック）して欲しい。

## 6 選定基準

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	<p><b>指定管理者としての適性</b></p> <p>(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針</p> <p>① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。</p> <p>(2) 安定的な人的基盤や財政基盤</p> <p>① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。</p> <p>(3) 実績や経験など</p> <p>① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。</p> <p>② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。</p>
2	<p><b>管理運営計画の適確性</b></p> <p><b>【有効性】</b></p> <p>(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み</p> <p>① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。</p> <p>② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。</p> <p>③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。</p> <p>④ 利用者の障害特性等に応じた適正なサービス提供計画（個人計画）の作成等についての提案があるか。</p> <p>・発達向上 ・社会性の向上 ・身体機能の維持、向上 ・自立支援 など</p> <p>⑤ 利用者の家族支援（障害者を介護する保護者等）についての基本的な考え方や具体的な取り組み等の提案があるか。</p> <p>(2) 利用者の満足度</p> <p>① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。</p> <p>② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。</p> <p>③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。</p> <p>④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。</p> <p>⑤ 利用者のニーズ等に沿った取り組み（社会参加や生きがづくりなど）が考えられているか。</p> <p>⑥ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。</p> <p>※就労移行支援・就労継続支援のサービスを提供する施設は、以下を提案に記載すること。 利用者の一般就労、工賃（賃金）の向上のための具体的な取り組みが考えられているか。</p> <p><b>【効率性】</b></p> <p>(3) 指定管理料及び収入</p> <p>① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。</p> <p>② 収入が最大限確保される提案であるか。</p> <p>③ 完全利用料金制の場合、市に対して収益の一部を納付する提案があるか。</p>

<b>(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性</b>	
①	収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
②	経費の配分は適切であるか。
③	積算根拠は明確であるか。
④	再委託が適切な水準で行われているか。
<b>【適正性】</b>	
<b>(5) 管理運営体制など</b>	
①	施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
②	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③	施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④	職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤	地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
<b>(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など</b>	
①	施設の利用者の個人情報保護のための対策が十分に考えられているか。
②	施設の利用者に対する人権が尊重され、また、身体拘束及び虐待等の防止策が十分に考えられているか。
③	利用者が限定される施設の場合、利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
④	日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
⑤	衛生管理及び感染症防止への対応策が十分に考えられているか。
⑥	防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分に考えられているか。

## 7 審査結果

### (1) 適 否

団体名	選定基準（＝審査項目） 及びポイント	構成員			
		A	B	C	D
社会福祉 法人  あすなる 学園	<b>1 指定管理者としての適性</b>				
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針	適	適	適	適
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤				
	(3) 実績や経験など				
	<b>2 管理運営計画の適確性</b>				
	<b>【有効性】</b>				
	(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み	適	適	適	適
	(2) 利用者の満足度				
	<b>【効率性】</b>				
	(3) 指定管理料及び収入	適	適	適	適
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性					
<b>【適正性】</b>					

	(5) 管理運営体制など	適	適	適	適
	(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など				

## (2) 検討会における主な意見

### 【指定管理者としての適性】

- ・「自立した日常生活や社会生活を営むための支援」という設置目的に対し、障害者の個性や自己決定を重視する理念や基本方針を有している。
- ・十分な実績と歴史を持ちつつ、現実の社会のニーズに合った事業展開がなされている。
- ・職員の処遇改善のための給与の見直しや働きやすい職場づくりの実践等、人員の確保に向けた工夫をしている。

### 【管理運営計画の適確性】

- ・利用者の興味関心に応じた支援を実施している。
- ・使用料収入について、大きな変動が出ることなく、現実的な数値目標を持って検討しており、妥当と思われる。
- ・研修の実施により積極的に質の向上を目指している。人事考課制度も評価できる。
- ・各種マニュアルを整備、徹底し、コンプライアンスやリスクマネジメントに努めている。

## 8 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、社会福祉法人あすなる学園を指定管理者候補に選定しました。

### (1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

### (2) 市における主な選定理由

- ・長年にわたり、法人立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。門司障害者地域活動センターについても、平成16年度の開設当初から円滑に管理運営を行ってきた実績がある。
- ・平成16年度開設当初から、指定管理者として施設の管理運営を行っている。施設の設置目的等についてよく理解しており、施設の管理運営に関して強い意欲が感じられる。
- ・一定の基本財産を有しており、財政基盤は安定している。
- ・利用者ニーズに基づく個別支援計画の策定、社会参加の推進、苦情対応、情報提供など、実績を踏まえた提案がなされている。

## 9 提案額

0円（令和3年度～7年度の各年度）

## 別紙 1

### 条件付き公募とする理由

本施設は、入所機能を有する施設であり、利用者は生活の場として、24時間、運営団体と接する状況であるため、他の施設と比べ利用者と職員は密接な関係であり、「利用者との継続的な信頼関係がとくに必要と認められる施設」といえる。

また、重たい障害のある人が多く利用している施設でもあるため、支援を多く必要とし、高度な専門性・経験が必要な施設であり、「人材について、高度な専門性がとくに必要な施設」、「人材の育成に長時間とくに必要な施設」ともいえる。

さらに、現法人は、長年にわたり、法人設立の障害者・障害児施設の運営を行っており、障害福祉に関する専門的知識や経験、ノウハウを有している。門司障害者地域活動センターについても、平成16年度設立当時より運営を継続的に実施している。

なお、毎年度の指定管理者事業評価においても適正な管理運営がなされていると判断されており、地域との交流も継続的に取り組み、就労系サービスでは販路拡大や自主製品の販売など支援の充実に努めているといえる。

については、本施設の公募方法は、「条件付き公募」方式の採用が適していると考えられるもの。